

議案第 6 4 号

損害賠償額の決定について

損害賠償の額を次のとおり決定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 0 月 1 0 日提出

(2025 年)

城陽市長 村 田 正 明

- 1 損害賠償の額
金、8 5 , 5 0 0 円
- 2 損害賠償の相手方
城陽市在住者

提案理由

令和 7 年（2025 年）5 月 8 日午前 2 時頃、城陽市奈島下ノ段地内の市道 4 0 2 号線において、西進中の自動車が、道路上（路肩）に設置していた単管バリケードに接触し、左前方バンパーを破損したので、国家賠償法（昭和 2 2 年法律第 1 2 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づいて、損害賠償額金 8 5 , 5 0 0 円を支払い、示談としたいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(12) 略

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14)～(15) 略

② 略

国家賠償法（抜粋）

〔公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権〕

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

② 略

参考資料

1 事故の概要

令和 7 年（2025 年）5 月 8 日午前 2 時頃、城陽市奈島下ノ段地内の市道 4 0 2 号線において、西進中の自動車が道路上（路肩）に設置していた単管バリケードに接触し、左前方バンパーを破損した。

2 事故後の対応

令和 7 年 5 月 9 日に被害者から連絡を受け、同日に事故現場の確認及び事故内容の聞取りを行った。

同年 5 月 2 8 日に市が加入している保険会社に事故報告を行ったところ、今回の事故については、単管バリケードの配置に不備があったことや、点滅灯の故障により、夜間の視認性が確保されておらず、安全性を欠いていたことから、道路管理者としての管理瑕疵があることを確認した。

なお、連絡があった当日に、事故現場における単管バリケードの再設置と点滅灯の交換を行った。

3 損害の状況

左前方バンパーの破損

4 相手方との示談経過

令和 7 年 5 月 2 9 日に相手方と示談協議を行い、市の損害賠償案の了解を得た。

参考資料

付近見取図

